

第2回「沖縄県における犯罪抑止対策推進協議会」次第

(進行：内閣府沖縄総合事務局)

○日 時：平成29年5月16日(火) 13:30～14:00

○場 所：内閣府沖縄総合事務局6階特別会議室

○次 第

- 1 内閣府沖縄総合事務局長あいさつ
- 2 沖縄県における犯罪抑止に関する対策の推進状況について(内閣官房)
- 3 内閣府における取組状況について(内閣府)
- 4 意見交換

(配布資料)

- ・出席者名簿
- ・配席図
- ・「沖縄県における犯罪抑止に関する対策の推進状況(平成29年5月1日現在)」
- ・「内閣府における取組状況について」
- ・「沖縄県における犯罪抑止対策推進協議会設置要綱」

第2回「沖縄県における犯罪抑止対策推進協議会」

出席者名簿

(国の関係機関)

内閣府沖縄総合事務局長

外務省沖縄大使（代理 沖縄事務所主席所員）

防衛省沖縄防衛局長（代理 沖縄防衛局管理部長）

(沖縄県)

副知事

(沖縄県警察本部)

本部長

(関係市町村)

北部市町村会長（代理も含め欠席）

中部市町村会長

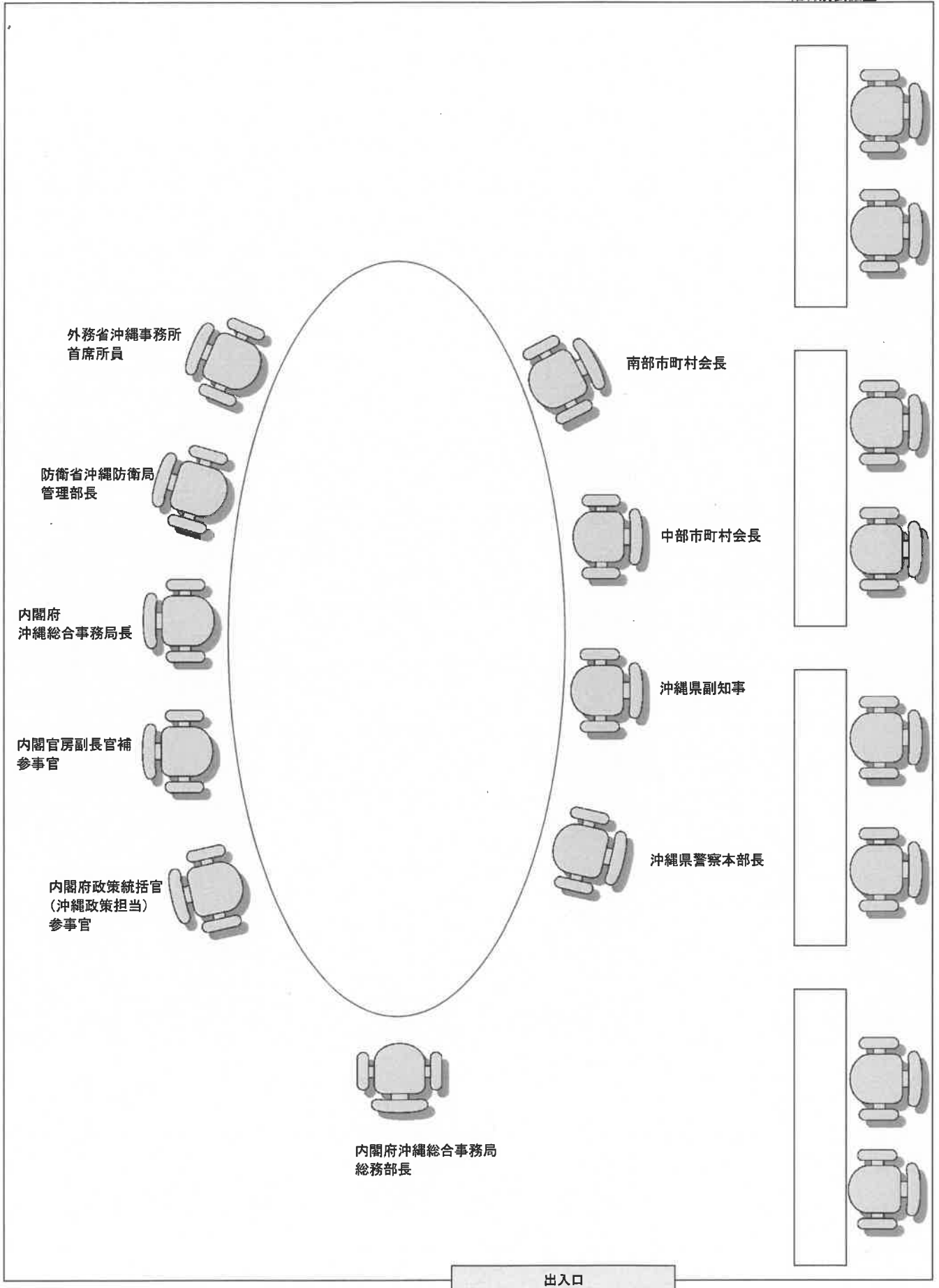
南部市町村会長

宮古市村会長（代理も含め欠席）

八重山市町会長（代理も含め欠席）

第2回「沖縄県における犯罪抑止対策推進協議会」配席図(案)

平成29年5月16日(火)
6階特別会議室



沖縄県における犯罪抑止に関する対策の推進状況（平成 29 年 5 月 1 日現在）

1. 防犯パトロール体制の強化

(1) 「沖縄・地域安全パトロール隊」の創設

内閣府沖縄総合事務局・防衛省沖縄防衛局を中心に、28 年 6 月の発足以降、順次、規模を拡大し、同年 12 月からは 100 台体制として、緊急防犯パトロールを実施。

(2) 警察力の充実・強化

沖縄県警察において、新たに警察官 100 名の増員、パトカー 20 台の増強等を行い、事件事故への初動対応やパトロールのための警察力を充実・強化。

2. 安全・安心な環境の整備

(1) 夜道の明るさの確保、犯罪抑止等に配慮したまちづくり等

- 内閣府において、29 年 4 月、「防犯灯・防犯カメラ等緊急整備事業」として 37 市町村に対し、防犯灯・街路灯及び防犯カメラの設置に関する補助金を交付することを決定。
- 防衛省において、地元自治体からの防犯カメラ等に係る要望を踏まえ、特定防衛施設周辺整備調整交付金を交付。
- 沖縄県内の国の各官署において、防犯灯・防犯カメラの新規設置に向け、準備中。
- 内閣府沖縄総合事務局において、国道における見通しの確保に向け、必要な除草を実施。

(2) 学校における防犯教育、学校安全管理体制等の充実

文部科学省において、学校安全教室推進事業を活用した取組について、沖縄県から、事業の委託に係る申請を受理し、審査中。

(3) ICT を活用した防犯対策に関するモデルの構築

総務省において、ICT を活用した防犯対策に関するモデルの構築に向け、検討中。

3. 国と地元自治体との協議機関の設置

28 年 9 月に「沖縄県における犯罪抑止対策推進協議会」、同年 10 月以降、「防犯パトロール部会」及び「防犯灯・防犯カメラ部会」を開催するなどして、内閣府沖縄総合事務局を中心に、国の関係機関、沖縄県、沖縄県警察本部、関係市町村等の間において、意見交換等を実施。

以 上

内閣府における取組状況について

「沖縄県における犯罪抑止に関する対策について」（平成28年6月沖縄県における犯罪抑止対策推進チーム）に基づき、以下の取組を実施しているところ。

1. 沖縄・地域安全パトロール

沖縄総合事務局において、昨年6月、「沖縄・地域安全パトロール隊」を設置し、沖縄県内の繁華街等において、青色パトカーによる緊急防犯パトロールを実施。

【現在の実施体制】

- 平成29年度予算額：8.7億円
- 体制：100台（沖縄総合事務局72台、沖縄防衛局28台）
- 実施時間：19時～22時及び23時～翌5時（深夜帯）

※ 深夜帯については、沖縄総合事務局72台のうち、25台で実施。

2. 防犯灯・防犯カメラ等緊急整備事業

市町村における防犯灯・防犯カメラ等の整備を支援するため、平成29年度に限って、防犯灯・防犯カメラ等緊急整備事業を実施（補助率：10/10）。以下のとおり第1次補助金交付決定を行ったところ。

【第1次交付決定の概要】

- 平成29年度予算額：14.8億円
- 交付先：沖縄県内全41市町村のうち、37市町村
※残り4自治体については現時点で未申請
- 交付決定額：13.3億円
 - 防犯灯・街路灯：5.3億円
 - 防犯カメラ：8.0億円
- 交付決定日：平成29年4月21日（金）

※ 残り4自治体についても、できるだけ早く第2次交付決定を行うべく調整中

沖縄県における犯罪抑止対策推進協議会設置要綱

平成28年9月23日

沖縄県における犯罪抑止対策推進協議会 決定

1 目的

平成28年5月26日に官房長官を長とする「沖縄県における犯罪抑止対策推進チーム」が発足し、同6月3日、同推進チームにおいて「沖縄県における犯罪抑止に関する対策について」が取りまとめられた。

対策の柱としては、「防犯パトロール体制の強化」及び「安全・安心な環境の整備」であり、その具体の対策の推進に当たり、国の関係機関と沖縄県及び関係市町村による意見交換、協議、調整等を行い、適切な実施を確保することを目的として、「沖縄県における犯罪抑止対策推進協議会」（以下「協議会」）を設置する。

2 構成員

協議会の構成員は次のとおりとする。ただし、協議内容に応じて、必要な場合は、構成員以外の出席を認める。

(国の関係機関)

内閣府沖縄総合事務局長

外務省沖縄大使

防衛省沖縄防衛局長

(沖縄県)

副知事

(沖縄県警察本部)

本部長

(関係市町村)

北部市町村会長

中部市町村会長

南部市町村会長

宮古市村会長

八重山市町村会長

3 協議事項

協議会の協議事項は次のとおりとする。

(1) 別添「沖縄県における犯罪抑止に関する対策について」の具体の推進方策

- (2) 地元自治体からの官民連携による防犯活動への支援要望等への対応
- (3) その他、協議会の目的に係る事項

4 部会の設置

協議会に以下の各部会を設置する。詳細については別途定める。

- (1) 防犯パトロール部会
- (2) 防犯灯・防犯カメラ部会

5 協議会の公開

協議会は、原則として非公開とする。

6 取りまとめ及び庶務

協議会の取りまとめ及び庶務は、外務省沖縄事務所及び防衛省沖縄防衛局の協力を得て、内閣府沖縄総合事務局において処理する。

7 その他

前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関する事項その他必要な事項は、内閣府沖縄総合事務局長が各構成員と調整し定める。

第2回「沖縄県における犯罪抑止対策推進協議会」

議事概要

○日 時：平成29年5月16日（火）13：30～14：00

○場 所：内閣府沖縄総合事務局6階特別会議室

○概 要：

1. 内閣府沖縄総合事務局長あいさつ
2. 沖縄県における犯罪抑止に関する対策の推進状況について（内閣官房）
3. 内閣府における取組状況について（内閣府）
4. 意見交換（主な意見）
 - ・ 国における「沖縄・地域安全パトロール」及び「防犯灯・防犯カメラ緊急整備事業」の取り組みについては、大きく評価。
 - ・ 警察官の増員及びパトロール車両の増については評価。
 - ・ 実効性のある犯罪抑止対策が必要であり、効果検証を行うべき。
 - ・ 犯罪抑止のためには、防犯灯・防犯カメラの設置は必要である。
 - ・ 防犯灯・防犯カメラは、犯罪抑止に繋がるものであり、自治体は設置場所等を慎重に検討している。子供たちが公園で健全に遊べるようにするためにも、この事業を着実に進めていきたい。
 - ・ 防犯カメラの設置にあたって、プライバシー保護については地域の理解を得る必要がある。防犯カメラの設置を円滑に進めていくために、防犯カメラを設置した自治体の事例を実績のない自治体で共有するとよい。
 - ・ 沖縄における犯罪抑止対策は、県民と米軍関係者とのお互いの認識の共有が必要であり、継続的に米軍関係者にも周知すべき。